

本政府ノ之ニ對シテ一週間後ニ大体三項目ニ亘リ辯駁書ヲ發表シ
テラル。

第一項ハ治安警察法ヲ以テ日本労働者ヲ束縛スルノハ日本國家ノ
安寧秩序上止ムラ得ナイストライイキニ對スル壓迫ハ決シテ法律テ
ハナイト云ツテ居ルガ、ソレカナイカノ諸君ノ御承知ノ通りデア
ル。

第二項ニ曰ク龜戸事件ニ對シ労働組合カラ攻撃スル事ハ左點ガ行
カスト云ツテ居ルガ左點カ行ツタラ大變ダ

第三項ニハ労働運動者ノ罰セラレタ數ノ計算ハ調査不充分ノ結果
ト信スル、ト云フガ信スルナラバ何セ適格ナ數ヲ示サナイカ（拍
手起ル）併シナカラ我々ハ決シテ不法ヲ材料ヲ發表シタモノデハ
ナイ、我々ハ出發スル二ヶ月前ニ各組合ニ命ジテ専任調査員ヲ置
キ調査セシメタモノデアルカラ我々ノ發表シタノハ適當ナ數字上
ノ根據ガアル、政府ガ我々ノ發表セル數字ヲ誇大ト云フナラバ之

財團法人協調會大阪支所

本政府ノ之ニ對シテ一週間後ニ大体三項目ニ亘リ辯駁書ヲ發表シ
テラル。

第一項ハ治安警察法ヲ以テ日本労働者ヲ束縛スルノハ日本國家ノ
安寧秩序上止ムラ得ナイストライイキニ對スル壓迫ハ決シテ法律テ
ハナイト云ツテ居ルガ、ソレカナイカノ諸君ノ御承知ノ通りデア
ル。

第二項ニ曰ク龜戸事件ニ對シ労働組合カラ攻撃スル事ハ左點ガ行
カスト云ツテ居ルガ左點カ行ツタラ大變ダ

第三項ニハ労働運動者ノ罰セラレタ數ノ計算ハ調査不充分ノ結果
ト信スル、ト云フガ信スルナラバ何セ適格ナ數ヲ示サナイカ（拍
手起ル）併シナカラ我々ハ決シテ不法ヲ材料ヲ發表シタモノデハ
ナイ、我々ハ出發スル二ヶ月前ニ各組合ニ命ジテ専任調査員ヲ置
キ調査セシメタモノデアルカラ我々ノ發表シタノハ適當ナ數字上
ノ根據ガアル、政府ガ我々ノ發表セル數字ヲ誇大ト云フナラバ之